

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（抄）

平成 22 年 10 月 8 日

閣 議 決 定

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

# **円高・デフレ対応のための 緊急総合経済対策**

**～新成長戦略実現に向けたステップ2～**

**平成22年10月8日**



# 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策

## ～新成長戦略実現に向けたステップ2～

菅内閣は、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、平成23年度までの政策展開を定めた「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」を9月10日に決定した。

その「ステップ1」として、急速な円高、デフレ状況に対して、即効性のある雇用対策や特に需要・雇用創出効果の高い施策に重点を置き、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費(9,179億円)を活用した緊急的な対応策を実行に移したところである。同対策では、これに続く形で、「ステップ2」として、景気・雇用動向を踏まえ、必要に応じ、補正予算の編成等、機動的・弾力的な対応を行い、さらに「ステップ3」として予算や税制等、平成23年度における新成長戦略の本格実施を図ることにより、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を目指すこととしている。

本経済対策は、この「3段構え」のステップ2を実施するものである。

### I. 基本的な考え方

#### 1. 経済の現状認識

##### (景気の先行き悪化懸念の強まり)

我が国経済・雇用の動向を見ると、「3段構え」のステップ1(緊急的な対応)決定以降も、回復力の弱さや先行きの下押しリスクを示す動きが続いており、景気を巡る環境の厳しさが増している。

輸出は、海外経済の減速傾向等から、これまで景気回復を支えてきたアジア向けを中心に鈍化している。生産は3ヶ月連続で減少し、企業の先行きの景況感は悪化している。経済全体の需給ギャップは依然として大きく供給超過の状態にあり、物価は1年半にわたり下落が続くなど、デフレが

慢性化している。失業率は依然5%超の高水準が続き、若年者の雇用状況が厳しいことに変わりはない。街角目線からみても、景気に対して弱めの見方が増えている。

為替市場は、本年9月に約6年ぶりにとられた為替介入もあって、円高の急速な進行が一服したものの、企業の採算レートから見れば依然として円は厳しい水準で推移している。

自律的な景気回復実現の要である雇用の改善が進まず、生産から所得・支出へ景気回復の力が広がっていない中で、円高の長期化や海外経済の減速といった外的要因は、我が国景気を先行き下振れさせる大きなりスクである。こうした下振れリスクが今後顕在化していくば、新成長戦略が目指すデフレ脱却や自律的回復の実現が遠のく恐れがある。

## 2. 本経済対策の考え方

### (スピードを重視した需要・雇用の切れ目ない創出)

このように厳しい経済情勢や先行き懸念を踏まえ、予備費を活用したステップ1から間をおかず、平成22年度補正予算の編成を行い、以下の3つの視点に立脚した本経済対策(ステップ2)を迅速に実施する。

#### ① 今後の需要減少懸念への備え、マインド安定への働きかけ

ステップ1が、円高・デフレ状況へのスピードと即効性を重視した緊急的な対応であったのに対し、ステップ2では、補正予算の編成・実施を通じ、今年末から年明け以降の景気・雇用の悪化のリスクに対し、これに先手を打つよう需要面からの備えを行う。これにより、国民や企業のマインドに安定感をもたらし、成長経路の下振れ懸念に対応する。

#### ② 来年度予算実行への橋渡し

需要・雇用創出を着実に後押しし、新成長戦略の本格実施にあたる平成23年度予算の実行につなげる。

#### ③ 新成長戦略の前倒し

需要面の成長志向とデフレ脱却という新成長戦略の目標をしっかりと踏

まえ、「その場しのぎ」の対策ではなく、将来を見据えた「国家戦略」の一環として対策を実施することを通じて、企業が安心して投資と雇用に乗り出せる環境づくりを目指す。このため、新成長戦略の施策・事業を大胆に加速する。

こうした考え方に基づく「切れ目のない」迅速な政策対応により、デフレ脱却と、成長分野における雇用の創出が家計の所得・支出の増加につながるような経済の「好循環」を確かなものとする。

### (円高、デフレ状況への対応)

我が国経済の喫緊の大きなリスクである円高、そしてデフレ状況に対しでは、需要・雇用面に加え、引き続き為替・金融面からの対応が必要である。

為替については、過度の円高の進行・長期化は、経済・金融の安定に悪影響を与える看過できないとの観点から、引き続き、必要な時には為替介入を含め断固たる措置をとる。一方、円高にはメリットもあり、これを最大限活用するために、新成長戦略の考え方に基づき、海外資源の積極的な確保を含めヒト・モノ・カネの流れを活性化させる施策を積極的に推進する。

金融政策面では、日本銀行は、金融緩和を一段と強力に推進するため「包括的な金融緩和政策」を決定し、これを実施している。日本銀行に対しては、デフレ脱却が政府と日本銀行の政策課題であるとの認識を共有し、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

## (本対策の5つの柱)

これらの対応に加え、新成長戦略に基づき、中長期的な需要の強化に資する施策・事業を大胆に推進する。具体的には、平成23年度「元気な日本復活特別枠」等にかかる施策・事業を前倒しつつ、以下の5つの柱の下、経済の活性化や国民生活の安定・安心に真に役立つ施策を実施する。

### 第一の柱 「雇用・人材育成」

若年者を中心に依然厳しい雇用情勢に対して、新卒者の就職支援、企業の雇用維持努力への支援を進めるとともに、成長分野を中心とした雇用創造・人材育成を図る。

### 第二の柱 「新成長戦略の推進・加速」

環境・エネルギー、ライフ・イノベーションなど成長分野の基盤整備を加速しつつ、成長の成果が早期に国民に還元されるよう取組を推進する。

### 第三の柱 「子育て、医療・介護・福祉等」

国民が安心して暮らすことができ、また、子どもを産み育てながら働くよう、社会保障を強化し、その潜在需要の実現を雇用の拡大につなげる。

### 第四の柱 「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」

成長の牽引力となるインフラ整備を前倒して実施するとともに、地域を支える中小企業支援を含め地域活性化を図り、地域の視点に立った重点的な支援を行う。

### 第五の柱 「規制・制度改革」

ステップ1に続き、財源を使わない景気対策として、及び新成長戦略を推進するための政策ツールとして規制・制度改革を強力に推進する。

## (今後の対応)

本経済対策に基づき、既定予算の活用に加え、平成22年度補正予算を編成し、以下に掲げる施策を速やかに実施する。

また、今後については、引き続き景気・雇用動向への警戒を怠ることなく、予算や税制等、平成23年度における新成長戦略の本格実施(ステップ3)につなげ、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた対応に万全を期す。

## II. ステップ2の具体策

### 1. 雇用・人材育成

厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、新卒者の就職支援、企業の雇用維持努力への支援等を進めるとともに、成長分野を中心とした雇用創造・人材育成を図る。

#### (1) 新卒者・若年者支援の強化

- 「新卒者就活応援プログラム(仮称)」の実施等
- 若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充
- 中小企業を中心とする企業と学生のミスマッチ解消

#### (2) 雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援

- 雇用調整助成金の要件緩和
- 派遣労働者の直接雇用を促進するための奨励金の拡充
- 『住まい対策』の拡充の延長
- 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施
- パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた検討

#### (3) 雇用創造・人材育成

- 重点分野雇用創造事業の拡充
- 緊急人材育成支援事業の延長等
- 成長分野等人材育成支援事業の実施
- 実践キャリア・アップ制度の推進
- 「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備

## (1)新卒者・若年者支援の強化

厳しい就職環境、雇用情勢が見込まれる中、新卒者・若年者対策を強化する。

### ＜具体的な措置＞

#### ○「新卒者就活応援プログラム(仮称)」の実施等【厚生労働省、内閣府】

##### (ア)新卒者就職実現プロジェクトの拡充

経済危機対応・地域活性化予備費において措置した「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」(「新卒者就職実現プロジェクト」)を拡充し、平成23年度末まで延長するとともに、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。

##### (イ)「新卒応援ハローワーク」の機能強化によるワン・ストップ・サービスの更なる推進等

「新卒者就職実現プロジェクト」も活用しつつ、新卒応援ハローワークにおいて、ジョブサポーターを増員し、採用意欲のある中小企業等とのマッチングや定着支援、面接会の開催など、ワン・ストップできめ細かな支援の充実を図る。

また、特に雇用情勢が厳しい沖縄県において新卒者に対する就職支援を重点的に行う。

#### ○若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充【厚生労働省】

年長フリーター等の正規雇用を支援する「若年者等正規雇用化特別奨励金」のうち、「トライアル雇用活用型」の支給対象者(25~39歳)について、25歳未満の者も対象に含めるよう年齢枠を拡大する。

#### ○中小企業を中心とする企業と学生のミスマッチ解消【経済産業省】

ジョブカフェにおける中小企業等向けの求人開拓を一層進めるとともに、中小企業等の魅力を発信する事業を強化する。

## (2)雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援

円高等による下振れリスクを踏まえ、企業の雇用維持努力への支援を強化す

るとともに、貧困・困窮者の生活支援策を強化する。

### ＜具体的な措置＞

#### ○雇用調整助成金の要件緩和【厚生労働省】

雇用調整助成金について、急激な円高を受け、直近3か月の生産量が3年前の同時期に比べ15%以上減少している赤字の企業も対象とする要件緩和を行う。あわせて、不正受給防止対策の強化にも取り組む。

#### ○派遣労働者の直接雇用を促進するための奨励金の拡充【厚生労働省】

派遣労働者の派遣先での直接雇用を促進するため、派遣労働者雇用安定化特別奨励金の積み増しを行う。

#### ○「『住まい対策』の拡充」の延長【厚生労働省】

離職者への住宅手当の支給など、昨年12月の緊急経済対策により拡充した「住まい対策」について、平成23年度末まで1年間事業を延長する。

#### ○貧困・困窮者の「糸」再生事業の実施【厚生労働省】

「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方等に対して、NPO等民間支援団体と協働した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等により、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図る。

#### ○パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた検討

【内閣府、厚生労働省】

生活及び就労に関する問題を抱え、本人の力だけでは自立が難しい求職者に対し、ニーズに合った制度横断的かつ継続的な支援を行うパーソナル・サポート・サービスについて、モデル事業を実施するとともに、制度化に向けた課題の検討を進める。

### (3)雇用創造・人材育成

内需主導の経済成長を目指す観点から、例えば、介護・医療など潜在的な需

要が大きい分野における雇用創造・人材育成を推進する。

### ＜具体的な措置＞

#### ○重点分野雇用創造事業の拡充【厚生労働省】

地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取組を促進するため、22年度末までの事業の実施期間を23年度(一部24年度)まで延長する。あわせて、対象分野について、成長分野を支える基盤として教育・研究を追加するとともに、地域の実情に応じて追加設定できることとする。

#### ○緊急人材育成支援事業の延長等【厚生労働省】

雇用保険を受給できない方に職業訓練と生活給付を提供する緊急人材育成支援事業について、求職者支援制度の制度化までの間延長するとともに、職業訓練の修了者に対する担当者制による就職支援等の体制の強化を図る。

#### ○成長分野等人材育成支援事業の実施【厚生労働省】

健康、環境分野及び関連するものづくり分野の生産性向上を図るため、雇入れ等を行った事業主が、職場以外での職業訓練を実施した場合に、訓練費の実費相当を支給する制度を創設する。

#### ○実践キャリア・アップ制度の推進

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

成長分野における新しい職業能力評価・育成プログラムである実践キャリア・アップ制度の第一次プランとして、①介護人材、②省エネ・温室効果ガス削減等人材、③6次産業化人材を対象として導入することとし、年内を目途に制度全体の基本方針をとりまとめる。

#### ○「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備【内閣府】

国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進める。

## ○施策執行の進捗管理

今回の対策に掲げる各施策については、PDCA サイクルを重視する観点から需要・雇用創出効果の検証など進捗管理を行う。

## ○本対策の規模

本対策の実施に伴う国費及び事業費の規模は、別紙のとおり。

## ○本対策の効果

本対策の効果を現時点で概算すれば、実質GDP押し上げ効果は概ね0.6 %程度、雇用創出・下支え効果は45～50万人程度と見込まれる。

(別紙)

## 本対策の規模

国費【兆円】

事業費【兆円】

1. 雇用・人材育成 0.3 程度<0.3 程度> 0.3 程度

2. 新成長戦略の推進・加速 0.4 程度<0.3 程度> 1.3 程度

3. 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保 1.1 程度<1.1 程度> 1.4 程度

4. 地域活性化、社会资本整備、中小企業対策等 3.1 程度<3.1 程度> 17.8 程度  
(地方交付税特会への繰入を除けば 1.8 程度<1.8 程度> 16.5 程度)

5. 規制・制度改革 一 程度<一 程度> 一 程度

合 計(①) 4.9 程度<4.9 程度> 20.8 程度  
(地方交付税特会への繰入を除けば 3.6 程度<3.5 程度> 19.5 程度)

公共事業の契約の前倒し(②) 0.2 程度<0.2 程度> 0.25 程度  
限度額ベース

再 計(①+②) 5.1 程度<5.05 程度> 21.1 程度  
(地方交付税特会への繰入を除けば 3.8 程度<3.7 程度> 19.8 程度)  
国費・限度額ベース

注1) <>内は一般会計ベース。

注2) 9月24日に、経済危機対応・地域活性化予備費9,179億円の使用を閣議決定済み。